

岩手県告示第984号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、照井土地改良区（一関市）及び東稲土地改良区（西磐井郡平泉町）の合併を認可した。

平成27年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定款を変更して合併後存続する土地改良区 照井土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区 東稲土地改良区